

岩出市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項兼同意書

地方就職学生支援金の交付申請にあたり次のとおり誓約し、同意します。

1 誓約事項

- (1) 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、和歌山県及び岩出市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 次の場合には、岩出市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、支援金の全額を返還します。
 - ア 支援金の申請に当たって、虚偽の申請等を行った場合
 - イ 企業の就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合
ただし、退職から3か月以内に第4条第2号の要件を満たす和歌山県内の別の企業に就業する場合を除く
 - ウ 転入した日から1年以内で岩出市から転出した場合
- (3) 上記(2)イ、ウの条件を充足することが困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けます。
- (4) 支援金の申請日の1年後に居住状況を報告します。

2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するため、岩出市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 岩出市が、当該個人情報について、都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。
- (3) 暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会されることに同意します。
- (4) 地方就職学生支援金の支給を受けた後に実施される岩出市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じることに同意します。

年 月 日

岩出市長 様

住所

申請者

氏名